

岐阜県多治見市
下水道事業 業務継続計画
(地震対策等大規模災害編)

制定 平成28年 4月 1日

第8版 令和 4年 4月 1日

多治見市水道部 上下水道課、工事課、施設課

下水道事業業務継続計画（BCP）の新規策定・改定 記録一覧

版数	策定・改定年月日	制定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	平成28年4月1日	新規策定	部長 久野重徳	水道部下水道課 (担当 下水 小木曾、浄化センター 楓)
第2版	平成29年4月1日	対応体制・指揮命令系統の更新 非常時対応計画の更新	部長 久野重徳	水道部下水道課 (担当 下水 小木曾、浄化センター 楓)
第3版	平成30年4月1日	水道部再編に係るBCP内容全体の見直し 安否確認方法の見直し	部長 藤井 憲	水道部 (担当 上下水 山田， 工事 井澤，施設 楓)
第4版	平成31年4月1日	人事異動に係る連絡体制の見直し	部長 藤井 憲	水道部 (担当 上下水 山田， 工事 井澤，施設 楓)
第5版	令和2年4月1日	人事異動に係る連絡体制の見直し	部長 村瀬正一	水道部 (担当 上下水 山田， 工事 井澤，施設 楓)
第6版	令和3年4月1日	人事異動に係る連絡体制の見直し 水害編を組み込み	部長 村瀬正一	水道部 (担当 上下水 富田， 工事 井澤，施設 楓)
第7版	令和3年12月1日	6.1 地震規模などの設定と被害想定 に6.1.1～3及び6.1.6の項目を追加	部長 村瀬正一	水道部 (担当 上下水 富田， 工事 井澤，施設 楓)
第8版	令和4年4月1日	3.7・4.4・6.1.6を追加 6.1.2・6.1.5更新 人事異動に係る連絡体制の見直し	部長 木村信孝	水道部 (担当 上下水 藤井， 工事 松岡，施設 楓)

目 次

第1章 下水道BCPの趣旨と基本方針	1	第4章 事前対策計画	40
1.1 下水道BCPの策定趣旨	1	4.1 関連行政部局との連絡・協力体制の構築	40
1.2 基本方針	1	4.2 民間企業等との協定締結・見直し	40
1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲	1	4.3 資機材の確保	40
1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制	2	4.4 池田下水処理場耐水化ソフト対策	41
第2章 非常時対応の基礎的事項の整理	4	第5章 訓練・維持改善計画	42
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表	4	5.1 訓練計画	42
2.2 対応拠点と非常参集	6	5.1.1 浸水対策訓練	42
2.3 対応体制・指揮命令系統図	8	5.1.2 地震等対策訓練	42
2.4 避難誘導・安否確認	9	5.2 維持改善計画	43
2.4.1 避難誘導方法	9	5.2.1 PDCAサイクルによる計画の見直し	43
2.4.2 安否確認方法	10	5.2.2 計画の定期的な改定	43
2.5 災害発生直後の連絡先リスト	12	5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知	44
2.5.1 国、県、関連行政部局等	12	第6章 計画策定の根拠とした調査・分析・検討	45
2.5.2 民間企業等	14	6.1 地震規模などの設定と被害想定	45
第3章 非常時対応計画	16	6.1.1 地震規模の設定	45
3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合	17	6.1.2 水害規模の設定	45
3.2 夜間休日(勤務時間外)に 想定地震が発生した場合	22	6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐水化の対策	45
3.3 勤務時間内に想定地震が 発生した場合(処理場)	27	6.1.4 重要情報の保管および バックアップの現状	46
3.4 夜間休日(勤務時間外)に 想定地震が発生した場合(処理場)	30	6.1.5 地震による被害想定	48
3.5 勤務時間内に水害が 発生する可能性がある場合	33	6.1.6 洪水による被害想定	49
3.6 緊急時中継ポンプ場、 マンホールポンプ場点検	35	6.1.7 下水道施設などの非常用発電機の設置状況	51
3.7 マンホールポンプ場停電対応	37	6.2 優先実施業務	52

第1章 下水道BCPの趣旨と基本方針

1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道BCP」）という）は、下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

1.2 基本方針

(1) 市民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震等主な自然災害を対象リスクとして策定する。

1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

多治見市水道部が所管する下水道事業及び農業集落排水事業の全業務を対象（※）とする。

※月見センターを含む

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。

(1) 下水道部局

区 分	部署・役職名	役 割
最高責任者	水道部長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・市長への報告 ・関連行政部局や民間企業等との調整の統括
実務責任者	上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課でのBCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認 ・最高責任者不在時、下水道BCP運用の全体統括、意思決定
	工事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・工事課でのBCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
	施設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・施設課での下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業担当者	上下水道課 窓口グループリーダー 窓口及び経理グループ員	<ul style="list-style-type: none"> ・実務責任者の補佐 ・下水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検
	工事課第2グループリーダー 同グループ員	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等との連絡調整 ・調査点検の段取り ・民間業者への協力依頼 ・訓練の企画及び実施
	施設課プラント管理グループリーダー 同グループ員	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の点検・修理の実施 ・委託業者、民間業者との連絡調整 ・訓練の企画及び実施

(2) 関連行政部局及び民間企業等 (※)

区 分	部署・氏名	役 割
総務部	庁舎管理実務責任者：総務部総務課長	・庁舎の耐震化状況を提出等
道路河川部	道路管理実務責任者：建設部道路河川課長	・道路部局への連絡先リストを提出等
水道部	水道管理実務責任者：水道部工事課長	・水道部局への連絡先リストの提出等
(社) 多治見建設業協会	企画部：企画防災課(実務担当課は道路河川課)	・災害防止活動及び応急復旧活動の応援等
多治見市建設工業会	企画部：企画防災課(実務担当課は道路河川課)	・建設機械、資材、労力等を確保し、災害の拡大を防止、応急復旧を行う
(社) 岐阜電業協会多治見部会	企画部：企画防災課(実務担当課は総務課)	・電気・通信施設の早期復旧の応援等
岐阜県石油商業協同組合多治見支部	企画部：企画防災課(実務担当課は施設課)	・燃料等の供給

第2章 非常時対応の基礎的事項の整理

2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	1. 震度5強以上の地震が多治見市内で発生した場合もしくは災害対策本部（地震時は多治見駅北庁舎内、それ以外は本庁舎）が設置された場合には、自動的に対象メンバー（全職員）は参集し、初動対応を開始する。ただし、豪雨災害時は、降雨時対応要領（平成27年改定版）による。		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道対策本部を設置。本部長は水道部長、副本部長は上下水道課長とする。 ・ 班編成： 被害状況確認班（池田下水処理場、市之倉下水処理場、笠原下水処理場（委託業者対応）、月見センター（委託業者対応）、川北地区ポンプ場、川南地区ポンプ場、工事個所）、し尿委託業者の体制確認班、電話対応班を置く。 ・ 緊急参集メンバーは、全部で28名。 （発動基準未満の地震の場合は、状況に応じて緊急連絡網で対応する。） 		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道部上下水道課内に下水道対策本部を置く ・ 同課が使用できない場合、池田下水処理場に代替対応拠点を置く 		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間（※）
	1. 下水道対策本部の立上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、下水道対策本部を立上げる。	勤務時間内の本部立上げは発災直後とする。勤務時間外の場合は2時間後までに完了。
	2. 職員等の安否確認	職員等の参集状況、安否確認を行う。	勤務時間内の場合は、本部立上げ直後とする。勤務時間外の場合は2時間後までに完了。
	3. 処理場との連絡調整	処理場の参集人員や被害状況の把握。	勤務時間内の場合は1時間後までに完了。勤務時間外の場合は2時間後までに完了。
	4. 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	協力体制の確保等。	勤務時間内の場合は2時間後までに完了。勤務時間外の場合は3時間後までに完了。
	5. 情報発信（第1報）	把握できる範囲で、下水道施設の被害状況、復旧見通し等について第1報を市災害対策本部へ報告。	勤務時間内の場合は2時間後までに完了。勤務時間外の場合は3時間後までに完了。

	6. 緊急点検	人的被害につながる二次災害の防止に伴う調査を実施。	1日後までに完了。
	7. 支援要請	都道府県や協定自治体等へ支援要請を行う。	3日後までに完了。

2.2 対応拠点と非常参集

<本庁>

事 項	説 明
1. 拠点名 (※1)	本庁：下水道対策本部（使用できない場合は 池田下水処理場）
2. 下水道対策本部の要員	対策本部長：水道部長 対策副本部長：上下水道課長 各班：被害状況確認班（池田下水処理場、市之倉下水処理場、笠原下水処理場（委託業者対応）、月見センター（委託業者対応）、廿原クリーンセンター、川北地区ポンプ場、川南地区ポンプ場、工事個所）、し尿委託業者の体制確認班、電話対応班 他の要員は、p8 参照
3. 設置場所と連絡手段 （重要関係先からの連絡手段）	多治見市 水道部 上下水道課内 所在地：多治見市日ノ出町2丁目15番地 電話 0572-22-1111 FAX 0572-25-8663 電子メール jyougesuido@city.tajimi.lg.jp 携帯電話 090-7316-5597 携帯メール tajimi-gesui3874@docomo.ne.jp
4. 下水道対策本部内及びその近くに備える設備	電話：5回線、FAX：1台 携帯電話1台 車載無線機2台 パソコン：21台、プリンター：7台（大型プリンター：1台）、コピー機：3台 ホワイトボード：1台 上記設備を稼働できる非常用電源：無 ※ 非常灯用に10時間稼働のみあり。 車両：乗用車1台（9996）軽5台（4375、3881、7878、8070、661）小型貨物1台（425）
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1.1の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。
6. 各班の担当業務 (※2)	1) 被害状況確認班（池田下水処理場、市之倉下水処理場、笠原下水処理場（委託業者対応）、月見センター（委託業者対応）、川北地区ポンプ場、川南地区ポンプ場、工事個所） 2) し尿委託業者の体制確認班 3) 電話対応班

職員が全員参集出来ない場合：参集出来た職員で処理場対策室と調整した上で、班の編成を再考する。その上で優先順位を付けて点検・調査・現場対応を割振って業務にあたる。時間及び日によって参集職員が増えるごとに班編成を見直すとともに、応援要請を実施して必要人数の確保に努める。

対応拠点と非常参集

< 処理場 >

事 項	説 明
1. 拠点名	処理場対策室：池田下水処理場（使用できない場合は、市役所本庁舎。）
2. 下水道対策本部の要員	処理場班長：施設課長 各班：被害状況確認班（池田下水処理場、市之倉下水処理場、笠原下水処理場（委託業者対応）、月見センター（委託業者対応）、甘原クリーンセンター、川北地区ポンプ場、川南地区ポンプ場、工事個所） 他の要員は、p8 参照
3. 設置場所と連絡手段 （重要関係先からの連絡手段）	多治見市池田下水処理場 管理機械棟 中央監視室 所在地：多治見市前畑町5丁目330番地 電話 0572-23-3482 FAX 0572-24-0623 電子メール shisetsu@city.tajimi.lg.jp 携帯電話 090-7609-2087 携帯メール tajimi-jouka3482@docomo.ne.jp
4. 処理場災害対策室内及びその近くに備える設備	電話：2回線、FAX：1台 車載無線機 本部1台、車載機3台 パソコン：12台、プリンター：4台、コピー機：2台、トランシーバー8台 ホワイトボード：2台 施設監視用タブレット：2台 上記設備を稼働できる非常用電源：48時間稼働 車両：普通乗用車2台：522,930 軽自動車3台：3882,5793,9627 2t ユニック車1台：8014 発電機：可搬式ポンプ用2台、マンホールポンプ用1台 可搬式ポンプ：2式(1式につきポンプは2台)
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1.1の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。
6. 各班の担当業務	1) 処理場班：本部との連絡調整・処理場の状況調査・応急復旧作業・資機材の調達、運搬等

職員が全員参集出来ない場合：参集出来た職員で下水道対策本部と調整した上で、班の編成を再考する。その上で優先順位を付けて点検・調査・現場対応を割振って業務にあたる。時間及び日によって参集職員が増えるごとに班編成を見直すとともに、応援要請を実施して必要人数の確保に努める。

2.3 対応体制・指揮命令系統図

<p>職員参集基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆震度5強以上の地震が発生した場合 ◆災害対策本部が設置された場合(一部施設除く)
--

<p>職場へ参集する際に</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族の安全確認 ●周辺や参集経路の被害状況の確認 ●できれば、被害状況を携帯電話等で写真撮影 ●職場到着後、所属長に被害状況報告 ●職場に参集できない時は、最寄りの地区事務所等に参集し、所属長へ報告

<p>《初動活動》</p> <p>【担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■来場者、職員の安否確認(施設課長) ■池田下水処理場の被害状況確認(松岡(秀)・加藤(利)) ■市之倉下水処理場の被害状況確認(大野・溝口) ■笠原下水処理場の被害状況確認(楓・小川) ■月見センター、甘原クリーンセンターの被害状況確認(柴田・小木曾(未)) ■川北地区管渠、ポンプ場、MPの被害状況確認(稲垣・松岡(昭)) ■川南地区管渠、ポンプ場、MPの被害状況確認(永本・石計) ■工事箇所の被害状況確認(小木曾(千)・鈴木) ■重要情報システムの稼働確認(松岡(秀)・加藤(利))【池田班再掲】 <p>【施設課長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各担当に初動行動を指示 ■被害状況の把握及び水道総務班に情報提供 ■水道部長に状況報告

施設名等	連絡先(TEL)
上下水道課	0572-22-1111 (1201、1202、1203、1204、1207、1208)
工事課	0572-22-1111 (1250、1251、1252、1253)
施設課 池田下水処理場	0572-23-3482 (3260)
市之倉下水処理場	0572-23-3280
笠原下水処理場	0572-44-1133
笠原川右岸ポンプ場	0572-21-2519
土岐川左岸ポンプ場	0572-23-2707
月見センター	0572-22-9445

職員が全員参集出来ない場合：
 参集出来た職員で下水道対策本部と処理場対策室で調整を行い、班の編成を再考する。その上で優先順位を付けて点検・調査・現場対応を割振って業務にあたる。時間及び日によって参集職員が増えるごとに班編成を見直すとともに、応援要請を実施して必要人数の確保に努める。

2.4 避難誘導・安否確認

2.4.1 避難誘導方法

<本庁>

建物名等	多治見市本庁舎
避難誘導責任者 〃 代理者	水道部上下水道課長 工事課第2グループリーダー
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、(仮定)本庁北側駐車場に集合する。
避難経路	安全を確認して状況に応じて判断する
避難先(集合場所)(※1)	(仮定)本庁北側駐車場
近隣の公設の避難所	養正小学校(所在地 多治見市平野町2丁目80番地)

<処理場>

建物名等	池田下水処理場
避難誘導責任者 〃 代理者	水道部施設課長 施設課プラント管理グループリーダー
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 建屋の健全度を評価後屋外避難の必要がなければ来訪者を2階和室に誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。屋外避難をした場合、周囲の安全が確認できたら近隣の公設の避難所へ誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、(仮定)池田下水処理場入口の駐車スペースに集まる。
避難経路	安全を確認して状況に応じて判断する
避難先(集合場所)(※1)	(仮定)池田下水処理場入口の駐車スペース
近隣の公設の避難所	総合福祉センター(所在地 多治見市太平町2丁目39番地1)

2.4.2 安否確認方法

<勤務時間内の場合>

安否確認の責任者	本庁責任者：水道部 上下水道課長 代理者：工事第2グループリーダー 処理場責任者：水道部 施設課長 代理者：プラント管理グループリーダー
安否確認の担当体制	担当者：窓口グループリーダー 工事第2グループリーダー プラント管理グループリーダー
安否確認の発動条件	震度5強以上の地震が多治見市内で観測された場合、もしくは災害対策本部が設置された場合。
安否確認の方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・職員とその家族の安否を確認する。 ・連絡手段：携帯電話、固定電話、メール ・確認手順①（震度5強以上の地震が多治見市内で観測された場合） <ol style="list-style-type: none"> 1 震度5強以上の地震が発生 2 安否確認担当者が安否確認を開始 3 職場内にいる職員の安否確認の実施 4 外出中の職員の安否確認の実施 5 上記以外の職員に対して電話、メール等を使用して安否確認の実施 6 チェックシートに安否状況をまとめ、各責任者へ提出 7 連絡の取れない職員に対して安否確認を継続 ・確認手順②（災害対策本部が設置された場合） <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部長(水道部長)から本部設置の宣言 2 各責任者を通じて安否確認担当者が安否確認を開始 3 職場内にいる職員の安否確認の実施 4 外出中の職員の安否確認の実施 5 上記以外の職員に対して電話、メール等を使用して安否確認の実施 6 チェックシートに安否状況をまとめ、各責任者へ提出 7 連絡の取れない職員に対して安否確認を継続

<勤務時間外の場合>

安否確認の責任者	本庁責任者：水道部 上下水道課長 代理者：工事第2グループリーダー 処理場責任者：水道部 施設課長 代理者：プラント管理グループリーダー
安否確認の担当体制	担当者：窓口グループリーダー 工事第2グループリーダー プラント維持管理グループリーダー
安否確認の発動条件	震度5強以上の地震が多治見市内で観測された場合、もしくは災害対策本部が設置された場合。
安否確認の方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・職員とその家族の安否を確認する。 ・連絡手段：携帯電話、固定電話、メール ・確認手順①（震度5強以上の地震が多治見市内で観測された場合） <ol style="list-style-type: none"> 1 震度5強以上の地震が発生 2 安否確認担当者が安否確認を開始 3 下水道班緊急連絡網を使用し安否確認を実施 4 チェックシートに安否状況をまとめ、各責任者へ報告 5 連絡の取れない職員に対して安否確認を継続 ・確認手順②（災害対策本部が設置された場合） <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部長(水道部長)から本部設置の宣言 2 各責任者が安否確認担当者に安否確認の実施を指示 3 下水道班緊急連絡網を使用し安否確認を実施 4 チェックシートに安否状況をまとめ、各責任者へ報告 5 連絡の取れない職員に対して安否確認を継続

2.5 災害発生直後の連絡先リスト

2.5.1 国、県、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
国	国土交通省中部 地方整備局都市 整備課	下水道係	電話：052-953-8573 FAX：052-953-8605	被害状況の報告（必要に応じて）	
	国土交通省中部 地方整備局庄内 川河川事務所	工務課	電話：052-914-6912	被害状況の報告 排水ポンプ車出動要請 脇之島排水機場運転報告 工事現場の調整、安全管理	
		占用調整課 (庄内川水系水質保全 連絡協議会事務局)	電話：052-914-6935 FAX：052-914-6784	被害状況の報告（水質関係）	
	国土交通省中部 地方整備局庄内 川河川事務所土 岐川出張所	土岐川出張所	電話：0572-23-8505 FAX：0572-23-8509	被害状況の報告 排水ポンプ車出動要請 工事現場の調整、安全管理	
	国土交通省中部 地方整備局多治 見砂防国道事務 所	砂防調査課	電話：0572-25-8024	被害状況の報告（必要に応じて）	
県	岐阜県下水道課	下水道課	電話：058-272-8674 FAX：058-278-2780 E-Mail:c11663@pref.gifu.lg.jp	被害状況の報告と支援要請の依頼	
	岐阜県多治見土 木事務所河川砂 防課	河川砂防課長	電話：0572-23-1111(320) FAX：0572-25-7224	被害状況の報告	

県	東濃県事務所 環境課	環境保全係	電話：0572-23-1111(216) FAX：0572-25-0079	被害状況の報告（水質関係）	
関連 行政 部 局	市災害対策本部		電話：23-5552 内線 2460 FAX：なし	被害状況の報告	
	水道部(水道部 隊)		電話：22-9667 災害時優先電話、FAX兼用： 23-3011	被害箇所の情報共有	
	建設部道路河川 課		電話：22-9885 災害時優先電話、FAX兼用： 25-7055	マンホールの浮上り等の情報共有	
	環境文化部環境 課	環境保全G	電話：22-1175 FAX：22-1186	被害状況の報告（水質関係）	
	消防本部 予防警防課	予防グループ	電話：22-9233 FAX：21-0022	被害状況の報告（危険物関係）	
そ の 他					

2.5.2 民間企業等

連絡先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
(社)多治見建設業協会		電話：22-7413 E-mail info@takenkyo.or.jp	・災害防止活動及び応急復旧活動の応援等の依頼	
多治見市建設工業会		電話：22-7413 E-mail info@takenkyo.or.jp	・建設機械、資材、労力等を確保し、災害の拡大を防止、応急復旧の依頼	
(社)岐阜電業協会多治見部会		電話：22-7175 小境電気工事(株)	・電気・通信施設の早期復旧の応援等依頼	
岐阜県石油商業協同組合多治見支部		電話：22-0231 金政(株)	・燃料等の供給依頼	
多治見市管工事組合		電話：22-0240	・災害の復旧応援	災害応援の協定必要
日立製作所 中部支社		電話：052-259-1143	池田処理場・笠原川右岸の故障等	
新明和工業 中部支店		電話：052-231-2201	市之倉・笠原処理場、マンホールポンプ場 水中ポンプの故障等	
クボタ機工 中部営業所		電話：052-564-5046	水中ポンプの故障等	
荏原製作所		電話：03-3743-6111	土岐川右岸水中ポンプの故障等	
西島製作所 名古屋支店		電話：052-221-9521	池田処理場No.3 雨水ポンプの故障等 土岐川左岸のポンプ故障等	
新潟原動機 名古屋支店		電話：052-264-4021	池田処理場 1, 3, 4 号発電機・笠原川右岸エンジン の故障等	
三菱電機 中部支社		電話：052-565-3302	池田処理場電気設備異常等	

三菱プラントエンジニアリング		電話：052-565-3464	池田処理場電気設備異常等	
東芝 中部支社		電話：052-528-1668	笠原川右岸電気設備異常等	
西原環境 中部支社		電話：052-979-2570	市之倉処理場施設・水処理機器の故障等	
メタウォーター 名古屋事業所		電話：052-884-6820	笠原処理場施設・水処理機器の故障等	
前澤工業 名古屋支店		電話：052-218-7691	処理場施設ゲートの故障等	
横河電気 中部支社		電話：052-684-2000	市之倉処理場 5～8 系電気設備の故障等	
三弘 岐阜営業所		電話：058-218-2635	UV 計 T-N, T-P 計の故障など	
中部電気保安協会 多治見営業所		電話：55-1365	各施設電気設備点検依頼	
寿美工業 岐阜営業所		電話：0574-24-2266	マンホールポンプ場の故障等	
稲垣産業		電話：22-5839	次亜塩素酸の手配依頼	
芙蓉施設センター		電話：55-5765	池田・市之倉処理場の状況確認依頼 多治見・市之倉地区 MP 状況確認依頼	
笠原環境クリーン		電話：43-4455	笠原処理場の状況確認依頼 笠原地区 MP 状況確認依頼	
多治見市衛生公社		電話：22-6306	甘原クリーンセンターの状況確認依頼	
古河電池 中部支店		電話：052-973-0791	処理場蓄電池設備	
GS YUASA 中部支店		電話：052-963-6880	処理場蓄電池設備	
クボタ環境サービス		電話：052-564-5050	月見センター施設設備の故障等	
岐阜藤吉工業		電話：058-245-7151	甘原クリーンセンター施設設備の故障等	
NTT 西日本		電話：0120-000-111	電話回線の故障	

第3章 非常時対応計画

○職員の安否確認

在庁職員、下水処理場・ポンプ場での勤務職員、不在職員の安否確認は、被災直後に実施できる計画とする。

○下水道対策本部立上げ

対策本部は、できるだけ耐震化・耐水化された施設で計画する。
汚水溢水を避けるために、発災当日に使用制限に関することを決定できる計画とする。

○下水処理場との連絡調整（発災直後、当日）

下水処理場・ポンプ場の施設被害概要の把握は、発災当日に行うことができる計画とする。
被害状況確認に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請についてもこの段階で検討する。

○県への被害状況等を連絡

都道府県へ被災第1報の連絡先、連絡時間の確認を行うこと。

○緊急点検、緊急調査

下水処理場、ポンプ場の緊急点検の実施について検討する。
管渠については、重要な幹線に加えてその他必要と思われる管渠の巡視を発災から2日以内に完了できることを目標とする。
予め、全体計画図に重要な幹線管渠、その他緊急点検が必要と思われる管渠をマーキングし用意しておく。

○支援要請（当日）

外部への支援要請の検討、民間企業等との被災時における協定締結の確認とその連絡先を整理する。

★外部への支援要請の検討について

参集出来る職員数が少なく被害状況の把握に時間を要し復旧対応の遅れが懸念されることから、「下水道事業における災害時支援に関するルール」を確認し、被災直後の被害状況の確認の段階から支援要請について検討する。

3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合

時間(※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。	2.4.1 避難誘導方法
直後	在庁職員の安否確認 ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。	2.4.2 安否確認方法 別冊：職員リスト 安否確認様式
直後	安否連絡(不在職員等) ・外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。(全員の確認が出来るまで実施)	2.4.2 安否確認方法
～1時間	下水道対策本部立上げ ・下水道対策本部の立上げ。(別途、対策本部体制を確認)	2.2 対応拠点と非常参集
～1時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等(外出、休暇等)の把握と作業体制の編成。	2.4.2 安否確認方法
～1時間	下水処理場との連絡調整(発災直後) ・下水処理場の職員等の安否、施設被害概要を把握。	
～1時間	災害対応拠点の安全点検 ・担当班は、外部状況(大規模クラック)等、災害対応拠点(通常の業務拠点)の安全性を確認。 市役所本庁は総務課又は建築住宅課が実施。池田下水処理場は担当職員により実施。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	
～2時間	災害対策本部への初動連絡 ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。	2.5 災害発生直後の連絡 先リスト
～2時間	データ類の保護 ・台帳類(下水道台帳等)やバックアップ媒体などの損傷を確認し、損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。	2.5 災害発生直後の連絡 先リスト
～2時間	降雨予報の確認(以降、随時実施) ・今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。	
～2時間	関連行政部局との連絡調整(1) ・関連行政部局(水道部局、建設部局等)との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局(水道部局、建設部局等)との共同点検調査の実施方針を検討。	2.5 災害発生直後の連絡 先リスト

時間(※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～3時間	施設調査方法の確認と下水処理場との連絡調整(当日) ・池田下水処理場施設の被害状況を確認し問題なければ、施設調査へ迎える体制を確立するため池田下水処理場へ移動する準備をする(配車手配や調査資機材の確認)。	
～3時間	県への被害状況等を連絡 ・県(下水道)へ被害状況等を連絡。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	被害状況等の情報収集と情報発信(以降、随時実施) ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報(下水道施設、溢水状況)を収集整理。 ・被災状況/復旧見通しに関する情報を市災害対策本部へ伝達。市災害対策本部から、被害状況等の第1報を者発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応(「個別住民への対応」で対応)。	・住民問い合わせに関するマニュアル
3時間 ～1日	緊急点検(別添、MP緊急点検箇所図参照) ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。(1日で終わらない場合は調査完了まで引き続き実施)	2.5 災害発生直後の連絡先リスト ・緊急点検・調査に関するマニュアル
～1日	マンホールポンプ場への発動発電機設置検討(1次対応) ・主要なマンホールポンプ場へ発動発電機を配置稼働するか検討し、必要に応じて配置。	3.7 マンホールポンプ場停電対応
～1日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。	
～1日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	支援要請第1弾(当日) ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。市全体でやるかどうかにより臨機応変対応。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人/物)等を県に連絡。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)を確保。	支援要請に関するマニュアル
～1日	関連行政部局との連絡調整(2) ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部、道路河川課と協議。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	下水処理場との連絡調整(2日目以降) ・下水処理場での調査人員が不足していれば、要員を手配し配置。 ・下水処理場の被災状況に応じ、仮設トイレからのし尿受入を要請。	
～1日	データ類の保護 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を(株)中央設計技術研究所に依頼。	

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～1日	食糧等必要物資の確保 ・食糧等業務継続に必要な物資の確保に努める。	
1日 ～2日	下水処理場の修繕及び応急処置 下水処理場を稼働させるために必要な応急処置や修繕作業を開始する。	
1日 ～2日	緊急調査の継続 ・重要な幹線等の目視調査を実施。処理場の処理能力の把握。市内全マンホールポンプ場の点検。	緊急点検・調査マニュアル
1日 ～2日	汚水溢水の解消 ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消。 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、清掃委託業者に汚泥吸引車、管工事組合に作業要員等を要請。（作業終了まで継続的に実施）	2.5 災害発生直後の連絡先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3日	情報の開示・伝達 ・下水道の使用可能状況や復旧予定状況を市民に対して開示・伝達を行う。（完全復旧まで継続的に実施） （防災無線、緊急連絡メール、HP、FMP i P i、オリベネットワーク等）	
～3日	支援要請第2弾（3日目以降の業務に対する内容） ・要請先の選定、要請内容（人／物）。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。 ・2週間程度の作業内容を人員に応じて割振る	支援要請に関するマニュアル
～3日	重要路線の応急復旧 ・重要路線下の排水管のズレ、マンホール浮上、道路陥没の応急復旧	
～3日	マンホールポンプ場への発動発電機設置検討（2次対応） ・全てのマンホールポンプ場の稼働状態を把握して発動発電機を配置稼働するか検討し、必要に応じて配置。	3.7 マンホールポンプ場停電対応
～7日	住民等への協力要請 ・下水道施設が被災した場合、長期に機能を暫定利用することとなるため、住民に節水や水洗トイレの使用抑制を協力要請する（復旧めどが経つまで継続実施）	
～7日	個別住民への対応 ・排水設備の修理業者の紹介。	住民問い合わせに関するマニュアル（市指定排水設備業者リスト）
～7日	復旧対応の記録 ・調査や復旧の対応記録を様式等を定めて残すようにルーティーン化する（復旧めどが経つまで継続実施）	

時間(※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～10日	支援要請第3弾(14日目以降の業務に対する内容) <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容(人/物)。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)の確保。 ・1ヶ月程度の作業内容を人員に応じて割振る 	
～10日	重要路線以外の応急復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・重要路線以外の路面下の排水管のズレ、マンホール浮上、道路陥没の応急復旧 	
～10日	調査及び応急復旧用資機材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・管渠状況調査や応急復旧に必要な資機材を把握し支援要請する 	
～14日	下水道管渠被害の詳細調査開始、状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管渠被害の詳細調査を実施し被害状況の把握を開始する。 	
～14日	関連行政部署との連絡・協力体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・放流先管理者、地下埋設物管理者、道路管理者等との共同体制の構築 	
～14日	必要な窓口業務の再開 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に必要な通常の窓口業務を再開する 	
～20日	下水道施設被害の詳細調査開始、状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設被害の詳細調査を実施し被害状況を把握する。 	
～1ヶ月	支援要請第4弾(1ヶ月以降の業務に対する内容) <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容(人/物)。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)の確保。 ・3ヶ月程度の作業内容を人員に応じて割振る 	
1ヶ月～	施設復旧計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道被害管渠の復旧計画の策定 	
1ヶ月～	支援要請第5弾(3ヶ月以降の業務に対する内容) <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容(人/物)。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)の確保。 ・1年程度の作業内容を人員に応じて割振る 	
1ヶ月～	被災現場の現況調査 <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧した被災施設について現況を確認し追加措置及び早期復旧の必要性を把握する 	
1ヶ月～	通常業務の実施可能性を調査把握 <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務に回せる人数と体制を確認してその年に実施する業務とローリングする業務を再計画する。 	
1ヶ月～	簡易処理施設の仮設検討 <ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場処理施設が機能不十分な場合は簡易処理施設の仮設計画を立てて建設検討 	

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
	<p>▶ 【浸水対応】：市災害対策本部と連携した水防活動の実施（降雨時対応要領に沿って実施）</p> <p>今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨注意報発令から12時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ " 12時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ " 12時間まで：排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を国交省庄内川河川事務所に要請。 	<p>降雨時対応要領（平成27年3月改定）、地域防災計画（風水害編）、水害に関する緊急対応マニュアル、多治見市浸水事前防災行動計画（タイムライン）</p>

3.2 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。	2.4.2 安否確認方法 別冊：職員リスト 安否確認様式
直後	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集。 ・その他職員は、対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ。 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。	
～2時間	下水道対策本部立上げ ・下水道対策本部の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～2時間	下水処理場との連絡調整（発災直後） ・下水処理場の職員等の安否、施設被害概要を把握。	
～3時間	災害対策本部への初動連絡 ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。	2.5 災害発生直後の連絡 先リスト
～3時間	不在職員等の要員把握 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認及び作業体制の編成。	2.4.2 安否確認方法
～3時間	災害対応拠点の安全点検 ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 ・市役所本庁は総務課又は建築住宅課が実施。池田下水処理場は担当職員により実施。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	
～3時間	降雨予報の確認（以降、随時実施） ・今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。	
～6時間	データ類の保護 ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。	6.1.4 重要情報の保管およびバックアップの現状
～6時間	関連行政部局との連絡調整（1） ・関連行政部局（水道部局、建設部局等）との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、建設部局等）との共同点検調査の実施方針を検討。	2.5 災害発生直後の連絡 先リスト

時間(※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～6時間	施設調査方法の確認と下水処理場との連絡調整(当日) ・池田下水処理場施設の被害状況を確認し問題なければ、施設調査へ迎える体制を確立するため池田下水処理場へ移動する準備をする(配車手配や調査資機材の確認)。	
～12時間	下水処理場との連絡調整(当日) ・下水処理場施設の被害状況を確認。	
12時間～1日	緊急点検(別添、MP緊急点検箇所図参照) ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	3.6 緊急時中継ポンプ場、マンホールポンプ場点検・緊急点検・調査に関するマニュアル
～24時間	県への被害状況等を連絡 ・県(下水道)へ被害状況等を連絡。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～24時間	被害状況等の情報収集と情報発信(以降、随時実施) ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報(下水道施設、溢水状況)を収集整理。 ・被災状況/復旧見通しに関する情報を市災害対策本部へ伝達。市災害対策本部から、被害状況等の第1報を者発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応(「個別住民への対応」で対応)。	・住民問い合わせに関するマニュアル
～1日	マンホールポンプ場への発動発電機設置検討(1次対応) ・主要なマンホールポンプ場へ発動発電機を配置移動するか検討し、必要に応じて配置。	3.7 マンホールポンプ場停電対応
～1日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。	
～1日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	支援要請(当日) ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。市全体で対応するかどうかにより臨機応変。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人/物)等を県に連絡。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)を確保。	支援要請に関するマニュアル
～1日	関連行政部局との連絡調整(2) ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部、道路河川課と協議。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	下水処理場との連絡調整(2日目以降) ・下水処理場での調査人員が不足していれば、要員を手配し配置。 ・下水処理場の被災状況に応じ、仮設トイレからのし尿受入を要請。	

時間(※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～1日	データ類の保護 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を(株)中央設計技術研究所に依頼。	
～1日	食糧等必要物資の確保 ・食糧等業務継続に必要な物資の確保に努める。	
1日 ～2日	下水処理場の修繕及び応急処置 下水処理場を稼働させるために必要な応急処置や修繕作業を開始する。	
1日 ～2日	緊急調査の継続 ・重要な幹線等の目視調査を実施。処理場の処理能力の把握。市内全マンホールポンプ場の点検。	緊急点検・調査マニュアル
1日 ～2日	汚水溢水の解消 ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消。 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、清掃委託業者に汚泥吸引車、管工事組合に作業要員等を要請。(作業終了まで継続的に実施)	2.5 災害発生直後の連絡先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3日	情報の開示・伝達 ・下水道の使用可能状況や復旧予定状況を市民に対して開示・伝達を行う。(完全復旧まで継続的に実施) (防災無線、緊急連絡メール、HP、FMP i P i、オリベネットワーク等)	
～3日	支援要請第2弾(3日目以降の業務に対する内容) ・要請先の選定、要請内容(人/物)。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)の確保。 ・2週間程度の作業内容を人員に応じて割振る	支援要請に関するマニュアル
～3日	重要路線の応急復旧 ・重要路線下の排水管のズレ、マンホール浮上、道路陥没の応急復旧	
～3日	マンホールポンプ場への発動発電機設置検討(2次対応) ・全てのマンホールポンプ場の稼働状態を把握して発動発電機を配置稼働するか検討し、必要に応じて配置。	3.7 マンホールポンプ場停電対応
～7日	住民等への協力要請 ・下水道施設が被災した場合、長期に機能を暫定利用することとなるため、住民に節水や水洗トイレの使用抑制を協力要請する(復旧めどが経つまで継続実施)	
～7日	個別住民への対応 ・排水設備の修理業者の紹介。	住民問い合わせに関するマニュアル(市指定排水設備業者リスト)
～7日	復旧対応の記録 ・調査や復旧の対応記録を様式等を定めて残すようにルーティーン化する(復旧めどが経つまで継続実施)	

時間(※)	(標準的な)行動内容	参照文書類
～10日	支援要請第3弾(14日目以降の業務に対する内容) <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容(人/物)。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)の確保。 ・1ヶ月程度の作業内容を人員に応じて割振る 	
～10日	重要路線以外の応急復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・重要路線以外の路面下の排水管のズレ、マンホール浮上、道路陥没の応急復旧 	
～10日	調査及び応急復旧用資機材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・管渠状況調査や応急復旧に必要な資機材を把握し支援要請する 	
～14日	下水道管渠被害の詳細調査開始、状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管渠被害の詳細調査を実施し被害状況の把握を開始する。 	
～14日	関連行政部署との連絡・協力体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・放流先管理者、地下埋設物管理者、道路管理者等との共同体制の構築 	
～14日	必要な窓口業務の再開 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に必要な通常の窓口業務を再開する 	
～20日	下水道施設被害の詳細調査開始、状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設被害の詳細調査を実施し被害状況を把握する。 	
～1ヶ月	支援要請第4弾(1ヶ月以降の業務に対する内容) <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容(人/物)。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)の確保。 ・3ヶ月程度の作業内容を人員に応じて割振る 	
1ヶ月～	施設復旧計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道被害管渠の復旧計画の策定 	
1ヶ月～	支援要請第5弾(3ヶ月以降の業務に対する内容) <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容(人/物)。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)の確保。 ・1年程度の作業内容を人員に応じて割振る 	
1ヶ月～	被災現場の現況調査 <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧した被災施設について現況を確認し追加措置及び早期復旧の必要性を把握する 	
1ヶ月～	通常業務の実施可能性を調査把握 <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務に回せる人数と体制を確認してその年に実施する業務とローリングする業務を再計画する。 	
1ヶ月～	簡易処理施設の仮設検討 <ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場処理施設が機能不十分な場合は簡易処理施設の仮設計画を立てて建設検討 	

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
	<p>▶ 【浸水対応】：市災害対策本部と連携した水防活動の実施（降雨時対応要領に沿って実施） 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨注意報発令から24時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ " 24時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ " 24時間まで：排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を国交省庄内川河川事務所に要請。 	<p>降雨時対応要領(H27年3月改定)、地域防災計画(風水害編)、水害に関する緊急対応マニュアル、多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン)</p>

3.3 勤務時間内に想定地震が発生した場合（処理場）

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 ・目視により火災発生や施設倒壊の危険がある場合、屋外に避難。	2.4.1 避難誘導方法
直後	対応拠点（管理機械棟）の安全点検 ・外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認。	
直後	来訪者・職員の避難誘導 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を2階宿直室へ誘導。	
直後	処理場職員の安否確認 ・責任者が処理場職員の安否を点呼等により確認。	2.4.3 職員リスト
直後	安否確認（不在職員等） ・外出、休暇等により処理場にいない職員は、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。	2.4.2 安否確認方法 別冊：職員リスト 安否確認様式
～1時間	処理場災害対策体制の確立 ・下水道対策本部と連携して処理場災害対策体制を確立する。	2.2 対応拠点と非常参集
～1時間	管理委託業者との連絡体制の確立 ・笠原処理場を管理している笠原環境クリーン及び、廿原クリーンセンターを管理している多治見市衛生公社との連絡体制を確立し、対応の指示を行う。	
～2時間	下水道対策本部との連絡調整（発災直後） ・下水処理場の職員等の安否を報告するとともに、本部職員の安否確認、下水道対策本部の状況を確認。	
～3時間	民間企業等との連絡確保 ・緊急措置や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	下水道対策本部との連絡調整（当日） ・下水処理場での調査人員が不足していれば、必要人員を要請。（応援部局を指定）	
～3時間	緊急点検 ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施。 火災のおそれがある施設：燃料貯蔵ホルダ、特殊ガス設備 劇薬を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室 その他施設：流入ゲート、流出ゲートの稼動状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等）の稼動状況、上水道貯留施設	緊急点検・調査に関するマニュアル 施設設置業者との連絡
～6時間	緊急措置①	緊急措置に関するマニュアル

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急点検で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施。 □ 各機器の運転停止 □ 各弁の閉止 	
～1日	緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施。 □ 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、EXP.J部の異常の調査、水没の有無 □ 機械設備：主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能、処理機能で重要な施設の調査 □ 電気設備：中央監視設備、受変電設備、自家発電設備の稼動状況 	緊急点検・調査に関するマニュアル
～1日	緊急措置② <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて緊急措置を実施。 □ 安全柵等の設置 □ 重大な機能障害への対応 □ 停電への対応、受変電設備の異常の対応等 □ 二次災害等の危険性への対応 □ 揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能の確保等 	緊急措置に関するマニュアル
～1日	食糧等必要物資の確保 <ul style="list-style-type: none"> □ ・食糧等業務継続に必要な物資の確保に努める。 	
～1日	本部への支援要請依頼（当日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本部に連絡。 ・ 受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。 	
～1日	本部との連絡調整（被害状況の報告、支援要請）【2日目以降の業務に対する内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急点検により被災状況を本部へ報告。 ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本部に連絡。 ・ 受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。 ・ し尿処理の受入れの有無を調整。 	
～1日	降雨予報の確認（以降、必要に応じて随時実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の降雨予報を確認し、下水道課への情報提供を行う。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。 	
1日 ～2日	緊急調査の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水処理場の処理能力の把握。 	緊急点検・調査マニュアル
1日	下水処理場の修繕及び応急処置	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～2日	下水処理場を稼働させるために必要な応急処置や修繕作業を開始する。 可搬式ポンプでの揚水の検討及び準備	
～3日	情報の開示・伝達 ・処理場の被害状況や復旧予定状況を近隣住民や隣接の県立多治見病院に対して情報提供する。(完全復旧まで継続的に実施) (防災無線、緊急連絡メール、HP、FMP i P i、オリベネットワーク等)	
～7日	復旧対応の記録 ・調査や復旧の対応記録を様式等を定めて残すようにルーティーン化する(復旧めどが経つまで継続実施)	
～20日	下水道施設被害の詳細調査開始、状況把握 ・下水道施設被害の詳細調査を実施し被害状況を把握する。	
1ヶ月～	施設復旧計画の策定 ・下水道被害管渠の復旧計画の策定	
1ヶ月～	簡易処理施設の仮設検討 ・下水処理場処理施設が機能不十分な場合は簡易処理施設の仮設計画を立てて建設検討	
	<p>▶ 【浸水対応】：市災害対策本部と連携した水防活動の実施(降雨時対応要領に沿って実施) 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報発令から24時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ " 24時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。 浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。 必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ " 24時間まで：排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を国交省庄内川河川事務所に要請。 	降雨時対応要領(H27年3月改定)、地域防災計画(風水害編)、水害に関する緊急対応マニュアル、多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン)

3.4 夜間・休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合（処理場）

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	安否確認の連絡 ・速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。 ・安否確認担当者は実務責任者へ安否状況を報告。	2.4.2 安否確認方法
直後	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集する。 ・その他職員は下水道対策本部からの指示を待つ。 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。 ・対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	
～2時間	職員等の要員把握 ・対応可能職員等の把握と職員全員の安否確認。	2.4.2 安否確認方法
～2時間	対応拠点（管理機械棟）の安全点検 ・外部状況（大規模クラック）等、管理棟の安全性を確認。	
～2時間	下水道対策本部との連絡調整（災害対策本部設置後） ・下水処理場の職員等の安否を報告するとともに、本部職員の安否確認、下水道対策本部の状況を確認。	
～2時間	処理場災害対策体制の確立 ・下水道対策本部と連携して処理場災害対策体制を確立する。	2.2 対応拠点と非常参集
～3時間	民間企業等との連絡確保 ・緊急措置や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	下水道対策本部との連絡調整（当日） ・下水処理場での調査人員が不足していれば、必要人員を要請。他部局の指定	
～6時間	緊急点検 ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施。 火災のおそれがある施設：燃料貯蔵ホルダ、特殊ガス設備 劇薬を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室 その他施設：流入ゲート、流出ゲートの稼動状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発電設備等）の稼動状況、上水道貯留設備	緊急点検・調査に関するマニュアル 施設設置業者との連絡
～6時間	緊急措置① ・緊急点検で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施。 <input type="checkbox"/> 各機器の運転停止	緊急措置に関するマニュアル

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
	各弁の閉止	
～1日	緊急調査 ・機能障害につながる二次災害の防止のために目視調査の実施。 土木・建築：構造物のクラック発生箇所、EXP.J部の異常の調査、水没の有無 機械設備：主ポンプ稼動状況、ブロワ稼動状況等の揚水機能、処理機能で重要な施設の調査 <input type="checkbox"/> 電気設備：中央監視設備、受変電設備、自家発設備の稼動状況	緊急点検・調査に関するマニュアル
～1日	緊急措置② ・必要に応じて緊急措置を実施。 <input type="checkbox"/> 安全柵等の設置 <input type="checkbox"/> 重大な機能障害への対応 停電への対応、受変電設備の異常の対応等 <input type="checkbox"/> 二次災害等の危険性への対応 揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能の確保等	緊急措置に関するマニュアル
～1日	食糧等必要物資の確保 ・食糧等業務継続に必要な物資の確保に努める。	
～1日	本部への支援要請依頼（当日） ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本部に連絡。 <input type="checkbox"/> ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。	
～1日	本部との連絡調整（被害状況の報告、支援要請）【2日目以降の業務に対する内容】 ・緊急点検により被災状況を本部へ報告。 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を本部に連絡。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。 ・し尿処理の受入れの有無を調整。	
～1日	降雨予報の確認（以降、4時間間隔及び随時実施） ・今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。	
1日 ～2日	緊急調査の継続 ・処理場の処理能力の把握。	緊急点検・調査マニュアル
1日 ～2日	下水処理場の修繕及び応急処置 下水処理場を稼動させるために必要な応急処置や修繕作業を開始する。 可搬式ポンプでの揚水の検討及び準備	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～ 3 日	情報の開示・伝達 ・下水処理場の被害状況や復旧予定状況を近隣住民や隣接の県立多治見病院に対して情報提供する。(完全復旧まで継続的に実施) (防災無線、緊急連絡メール、HP、FMP i P i、オリベネットワーク等)	
～ 7 日	復旧対応の記録 ・調査や復旧の対応記録を様式等を定めて残すようにルーティーン化する(復旧めどが経つまで継続実施)	
～20 日	下水道施設被害の詳細調査開始、状況把握 ・下水道施設被害の詳細調査を実施し被害状況を把握する。	
1 ヶ月～	施設復旧計画の策定 ・下水道被害管渠の復旧計画の策定	
1 ヶ月～	簡易処理施設の仮設検討 ・下水処理場処理施設が機能不十分な場合は簡易処理施設の仮設計画を立てて建設検討	
	<p>▶ 【浸水対応】：市災害対策本部と連携した水防活動の実施（降雨時対応要領に沿って実施） 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報発令から 24 時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ " 24 時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。 浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。 必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ " 24 時間まで：排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を国交省庄内川河川事務所に要請。 	降雨時対応要領（H27 年 3 月改定）、地域防災計画（風水害編）、水害に関する緊急対応マニュアル、多治見市浸水事前防災行動計画（タイムライン）

3.5 水害が発生する可能性がある場合

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
—	災害対策本部設置	
—	水防本部設置 水防本部へ参集 ・水防体制に従い、必要に応じて水防本部・現場へ参集及び出動	
直後	・速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。 ・安否確認担当者は実務責任者へ安否状況を報告。	2.4.2 安否確認方法
直後～	降雨情報等の確認 ・情報収集体制の確立 ・降雨情報等、大雨対応状況、被害情報の収集	2.4.2 安否確認方法
～1時間	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 ・来訪者の誘導方法・場所、職員の避難方法・場所・経路の確認	
～2時間	下水道施設に関する情報の確認 ・管きょ内水位、ポンプ場運転状況、雨水貯留施設の貯留量等の確認 ・風水害による停電に備え、ポンプ場・処理場の非常用発電設備の燃料情報（油種、備蓄量、運転可能時間、石油販売業者等）の確認	
～2時間	水防本部、関連行政部局との連絡調整 ・下水道施設に関する情報（No.5の内容）を連絡 ・河川水位情報の確認	2.2 対応拠点と非常参集
～3時間	水害発生に備えた対応 ・懸念箇所パトロール（スクリーン設置箇所、浸水・冠水頻繁箇所等） ・発災後の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認 ・排水ポンプ車の要請準備、可搬式排水ポンプ・発電機の準備 ・浸水防止のための緊急措置（土のう・止水版設置等） ・データ類の保護	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
—	降雨中 降雨時対応要領による	降雨時対応要領
直後	浸水発生 ・作業員の安全確保 ・火災等の人的被害につながる二次災害の防止に係わる施設の点検を実施。 火災のおそれがある施設：燃料貯蔵ホルダ 劇薬を扱う施設：塩素消毒設備、脱臭設備、水質試験室	施設設置業者との連絡

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
	その他施設 : 流入ゲート、放流ゲートの稼働状況、電気設備（中央監視設備、受変電設備、自家発設備等）の稼働状況、上水道貯留設備	
~ 1 時間	緊急措置① ・ 緊急点検で二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施。 <input type="checkbox"/> 各機器の運転停止 <input type="checkbox"/> 各弁の閉止	

3.6 緊急時中継ポンプ場、マンホールポンプ場点検

市内には中継ポンプ場及びマンホールポンプ場が多数あり、緊急時に1日でそれらすべてを確認するのは不可能である。
そのため、緊急時には点検地域を主に川北地区と川南地区の二つに分け、幹線上及び重要度の高い施設の点検を優先して実施するものとする。

(中継ポンプ場 5 か所、マンホールポンプ場 14 か所)

川北地区：高田 1 ・ 明和 1 ・ 上山 1 ・ 光が丘 1 ・ 姫第 1 中継 ・ 姫第 2 中継 ・ 虎溪中継 ・ 共栄中継

川南地区：上原 1 ・ 上原 2 ・ 神戸 4 ・ 市之倉 6 ・ 生田 3 ・ 生田 4 ・ 滝呂 14 ・ 上原 3 ・ 上原 8 ・ ホワイト 1 ・ ホワイト 2 ・ ホワイト 3 ・ 下沢中継

3.7 マンホールポンプ場停電対応

市内での停電に備え、各マンホールポンプ場の対応優先度を4つに分ける。

優先度1：幹線及び重要路線で、空気抜きがない機場

優先度2：幹線及び重要路線で、空気抜きがある機場

優先度3：優先度1,2以外で、空気抜きがない機場

優先度4：優先度1,2以外で、空気抜きがある機場

3.1、3.2で実施した点検の結果を元に優先度が高い機場より可搬式発電機による対応を行う。

出動装備

可搬式発電機 1台

全3台（マンホールポンプ場専用1台、排水ポンプ用2台）

運搬車 1台

全2台（ユニック1台、ダンプ1台）

接続ケーブル 機場に合わせて

ケーブル番号	太さ(sq)	接続タイプ	長さ(m)
①	3.5	端子	10
②	3.5	端子	30
③	5.5	コネクタ	10
④	5.5	コネクタ	15
⑤	5.5	コネクタ	20
⑥	5.5	コネクタ	30
⑦	8.0	コネクタ	15
⑧	8.0	コネクタ	20
⑨	8.0	コネクタ	30
⑩	14	コネクタ(大)	30
⑪	22	端子	15
⑫	38	端子	15

工具箱 1式（モンキーレンチ 2本、プラスドライバー1本、マイナスドライバー1本）

※現場での発電機の操作は「別冊：可搬式発電機操作マニュアル」に従い、発電機によるマンホールポンプ場の運転を行う。

多治見市内マンホールポンプ場停電時発電機運用表(1/2)

施設名	ポンプ能力			コネクタ	必要ケーブル	商用発電機 切り替えタイプ		災害時 優先度	周辺状況	備考	施設名
	出力(kW)	吐出量	揚程								
市之倉6	7.5	1.494	13.1	○	5.5sq	A	ナイフ	1	住宅地内、市之倉川沿い	幹線	市之倉6
高田1	15	1.86	16.9	○(大)	14sq	A	ナイフ	1	斧研橋脇	幹線	高田1
ホワイト1	5.5	0.5	18.4	○(大)	3.5sq	B	機械	1	脇之島調整池脇		ホワイト1
ホワイト2	11	0.9	28.3	○(大)	14sq	B	機械	1	住宅地内		ホワイト2
ホワイト3	3.7	0.35	18	○(大)	2.0sq	B	機械	1	住宅地内		ホワイト3
上原1	11	1.374	18.9	○	14sq	A	ナイフ	1	県道387号沿い	幹線	上原1
上原8	2.2	0.324	8.9	○	2.0sq	A	ナイフ	1	住宅地内、不明水多	幹線	上原8
神戸4	7.5	0.564	16.5	○	5.5sq	A	ナイフ	1	住宅地内交差点、メイン裏	幹線	神戸4
明和1	11	2.58	9	○(大)	14sq	B	機械	2	多治見西高等学校隣接、国道248号沿い	幹線	明和1
光ヶ丘	2.2	0.357	3.7	○	2.0sq	B	機械	2	住宅地内		光ヶ丘
上山1	5.5	0.9	17	○	3.5sq	A	ナイフ	2	民地内、土岐川沿い		上山1
生田3	7.5	1.883	13.1	○		B	機械	2	住宅地内	幹線	生田3
生田4	15	2.5	14.6	○(大)	14sq	B	機械	2	住宅地内	幹線	生田4
滝呂14	2.2	0.54	5	○	2.0sq	A	ナイフ	2	住宅地内、笠原川沿い	幹線	滝呂14
上原2	15	1.14	33	○	14sq	A	ナイフ	2	生田川沿い	幹線	上原2
上原3	3.7	0.552	9.6	端子	2.0sq	A	ナイフ	2	ダイナム、生田川沿い	幹線	上原3
虎溪5	3.7	0.356	11.5	○	2.0sq	A	ナイフ	3	JR中央本線沿い、永保寺駐車場トイレ内		虎溪5
根本4	2.2	0.27	14.3	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、根本川沿い		根本4
金岡5	2.2	0.07	3	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、大山不動産前		金岡5
生田2	3.7	0.466	14.3	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		生田2
大畑赤松	1.5	0.2	5	○	2.0sq	B	機械	3	住宅地内		大畑赤松
市之倉10	1.5	0.16	3	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、市之倉川沿い		市之倉10
市之倉12	1.5	0.16	4.9	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、市之倉川沿い		市之倉12
虎溪6	7.5	0.353	23.6	○	5.5sq	A	ナイフ	3	林の中	道が細いため、トラックでの到達は困難	虎溪6
東町3	11	0.28	32.5	○	14sq	A	ナイフ	3	セラミックパークMINO隣接		東町3
市之倉2	3.7	0.662	4.2	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、交差点		市之倉2
北丘4	1.5	0.338	7.8	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		北丘4
北丘6	2.2	0.296	14.3	○	2.0sq	A	ナイフ	3	JR太多線沿い		北丘6
小名田5	1.5	0.442	3.1	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		小名田5
大畑6	1.5	0.283	4.9	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、笠原川沿い		大畑6
平園10	1.5	0.283	7.3	○	2.0sq	B	機械	3			平園10
赤坂5	1.5	0.16	6.5	○	2.0sq	A	3連フレーター	3	住宅地内、田畑あり		赤坂5
昭栄1	1.5	0.16	8.2	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、調整池脇		昭栄1
根本6	1.5	0.16	9.5	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		根本6
姫2	1.5	0.16	10.5	○	2.0sq	B	機械	3			姫2
姫7	1.5	0.159	12.2	○	2.0sq	B	機械	3			姫7
大藪	0.75	0.159	5.7	○	2.0sq	B	機械	3			大藪
明和2	1.5	0.16	6.8	備考確認	2.0sq	A	3連フレーター	3	住宅地内、崖あり	ケーブル接続には別途六角等工具が必要	明和2
明和5	1.5	0.16	5.6	端子	2.0sq	A	3連フレーター	3	住宅地内		明和5
明和6	1.5	0.181	4.5	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、明和町6丁目第2児童遊園脇		明和6
希望ヶ丘	2.2	0.16	10.9	端子	2.0sq	A	3連フレーター	3	住宅地内		希望ヶ丘

多治見市内マンホールポンプ場停電時発電機運用表(2/2)

施設名	ポンプ能力			コネクタ	必要ケーブル	商用発電機		災害時 優先度	周辺状況	備考	施設名
	出力(kW)	吐出量	揚程			切り替えタイプ					
小名田1	1.5	0.3	6.7	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		小名田1
小名田4	1.5	0.181	5.1	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		小名田4
大畑1	2.2	0.16	14.5	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		大畑1
滝呂6	1.5	0.159		接続端子なし	2.0sq	-	切り替えなし	3	リカマン裏、笠原川沿い		滝呂6
市之倉1-2	1.5	0.16	7.3	端子	2.0sq	A	3連ブレーカー	3	住宅地内、流入ほぼなし		市之倉1-2
市之倉3	1.5	0.159	4.6	○	2.0sq	A	ナイフ(横)	3	住宅地内		市之倉3
上原4	1.5	0.16	6.8	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	民地内(窯幸タイル)		上原4
上原9	1.5	0.16	7.9	端子	2.0sq	A	3連ブレーカー	3	住宅地内		上原9
上原10	1.5	0.16	5.9	端子	2.0sq	A	3連ブレーカー	3	住宅地内		上原10
上原11	3.7	0.16	15.7	端子	2.0sq	A	3連ブレーカー	3	住宅地内		上原11
平園1	1.5	0.175	5.1	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	県道13号歩道上、笠原下水処理場前		平園1
平園2	1.5	0.16	6.7	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		平園2
平園3	1.5	0.16	6.9	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		平園3
平園4	1.5	0.16	7.5	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		平園4
平園9-A	1.5	0.16	3.9	端子	2.0sq	A	3連ブレーカー	3	AとBは同一制御盤		平園9-A
平園9-B	1.5	0.16	6.5							平園9-B	
向島1	1.5	0.16	6.7	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		向島1
向島2	1.5	0.16	7.8	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、笠原川沿い		向島2
音羽1	1.5	0.16	9.5	○	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、笠原川沿い		音羽1
神戸1	1.5	0.16	5.3	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、陶生苑裏		神戸1
神戸2	1.5	0.16	8.9	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、オオマツフード裏		神戸2
神戸3	3.7	0.16	10.7	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	県道387号歩道上、タイヤマン前		神戸3
栄1	1.5	0.16	4.9	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内、笠原川沿い		栄1
富士1	1.5	0.16	5.9	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内		富士1
釜1	1.5	0.16	4.3	端子	2.0sq	A	ナイフ	3	住宅地内 平園川沿い		釜1
池田7	2.2	0.48	2.9	○	2.0sq	A	ナイフ	4	住宅地内、辛沢川沿い		池田7
東栄1	15	1.06	27	○(大)	14sq	A	ナイフ	4	中央自動車道高架下		東栄1
平野3	1.5	0.2	3.7	○	2.0sq	A	ナイフ	4	住宅地内		平野3
滝呂4	2.2	0.7	9	○	2.0sq	A	ナイフ	4	住宅地内、笠原川沿い		滝呂4
滝呂12	5.5	0.153	18	○	3.5sq	A	ナイフ	4	住宅地内		滝呂12
平園8	5.5	0.216	16.8	○	3.5sq	A	ナイフ	4	住宅地内		平園8
平園5	0.75	0.04	7	接続端子なし	2.0sq	-	グライダ-ポンプ	4	取扱注意 住宅地内		平園5
釜2	0.75	0.04	5	端子	2.0sq	-	グライダ-ポンプ	4	取扱注意 住宅地内		釜2
上原5	1.5	0.16	7.3	○	2.0sq	A	ナイフ	4	接続件数がほぼないため、最後に対応		上原5
上原6	1.5	0.071	6.1	○	2.0sq	A	ナイフ	4	接続件数がほぼないため、最後に対応		上原6
上原7	1.5	0.16	4.9	○	2.0sq	A	ナイフ	4	接続件数がほぼないため、最後に対応		上原7
平園6	0.75	0.04	7	接続端子なし	2.0sq	-	グライダ-ポンプ	4	ポンプが入っていないため、最後に対応		平園6
姫4	2.2	0.523	9	○	2.0sq	B	機械	4	空気穴あり		姫4
高田11	1.5	0.3	8.8	○	2.0sq	A	ナイフ	4	空気穴あり		高田11
小名田6	1.5	0.16	11.3	○	2.0sq	A	ナイフ	4	空気穴あり		小名田6
市之倉1	5.5	0.283	14.2	○	3.5sq	A	ナイフ	4	空気穴あり		市之倉1

第4章 事前対策計画

大項目	中項目	対策内容	対策後のレベル	実施予定時期
4.1 (2.5 参照) 関連行政部局との連絡・協力体制の構築 (人の配分の把握)	部局内のリソース <u>(人) の配分に関する把握</u>	部局内リソース <u>(人) の配分を把握</u> する	部局内でのリソース <u>(人) の過不足を把握</u>	毎年4月
	関連行政部局のリソース <u>(人) の配分に関する把握</u>	関連行政部局のリソース <u>(人) の配分を把握</u> する	関連行政部局とのリソース <u>(人) に関する調整</u> が可能となる	毎年4月
	連絡・協力体制の構築	連絡・協力体制の見直しを行う	連絡先の把握を行うことで、緊急時の情報伝達が早くなり、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能となる	毎年4月
4.2 (1.4、2.5 参照) 民間企業等との協定締結・見直し	民間企業等との協定締結状況	民間企業等と協定を締結する	発災時に民間企業等の協力を受けることが可能 (リソースの拡充)	随時
	平時における定期的な情報共有	情報共有のための定例会を実施する	公共団体と民間企業等が最新情報を共有できる	毎年4月
	他の地方公共団体間とのリソース調達に関する調整	リソース調達に関する調整を実施する	他の地方公共団体とのリソース調達の競合を防止	毎年4月
	災害協定の窓口一元化	地方公共団体内で窓口を一元化する	他部局とのリソース調達等の競合を防止	毎年4月
4.3 資機材の確保	資機材の保管場所の整理	各課で保管している資機材について、保管場所を耐震、対水害を考慮した場所へ移動させる。	災害時に資機材の被災を減らすことが可能。	概ね5年以内に実施
	発災後に必要となる調査及び応急復旧用資機材の整理	発災後の調査、応急復旧に必要な資機材について、必要な個数なども含め整理し、リスト化する。	災害時に必要な、資機材をリスト化することで、対応に必要な台数を確保し、重要度を確認できる。	実施中
	上記資機材の確保	発災後に必要となる資機材リストを作成する。 資機材の購入を行う。	資機材のストック数を決めて棚卸を行う。	概ね5年以内に実施

4.4 池田下水処理場 耐水化ソフト対策	河川逆流防止措置	合流塩素混和地、分流塩素混和地開口部の蓋を外れないようにする。	水路蓋に固定金具を設置。	令和 5 年 3 月
		辛沢川への雨水排出穴から河川水が逆流しないようにする。	逆流防止装置の設置。	令和 5 年 3 月
	地下室への浸水防止措置	合流沈砂池入口を塞ぎ、水の流入を防ぐ。	合流沈砂池入口に止水板を設置。	対策済み
	屋内への浸水防止措置	浸水が想定される個所に土嚢を設置する。	下記個数の土嚢を準備する。 研修棟玄関ホール入口 2 か所：12 個 研修棟階段室：7 個 合流沈砂池搬出用シャッター：10 個	令和 5 年 3 月

第5章 訓練・対策・維持管理計画

5.1 訓練計画

災害後における対応手順の確実な実行と BCP の定着を図るため、下水道事業業務継続計画及び各部所別の業務継続マニュアルに基づいた訓練を定期的を実施する。

【訓練を有効にするために】

- ・訓練の実施にあたっては、訓練によって身につけたい能力や、点検・評価したい事項を「訓練の目標」として明確にする。
- ・優先実施業務に関して職員の理解度や業務の実効性・妥当性を確認する。
- ・訓練計画の策定にあたっては、訓練を通じて BCP の定着を図ることができるよう配慮する。
- ・訓練により得られた課題は、維持改善計画における PDCA サイクルに組み込み、BCP の見直し・改善に反映させる

5.1.1 浸水対策訓練

可搬式雨水排水ポンプ設置訓練

- ・5月～10月の間 1回/月 程度実施
- ・池田下水処理場、田代町において可搬式雨水排水ポンプの作動訓練及び設置訓練を実施する。

豪雨時ポンプ場操作訓練

- ・2回/年 程度実施
- ・池田下水処理場、土岐川右岸ポンプ場、笠原川右岸ポンプ場、土岐川左岸ポンプ場において豪雨時のポンプ操作手順の訓練を実施する。

停電時マンホールポンプ場操作訓練

- ・2回/年 程度実施
- ・可搬式発電機を用いて停電したマンホールポンプ場を操作する訓練を実施する。

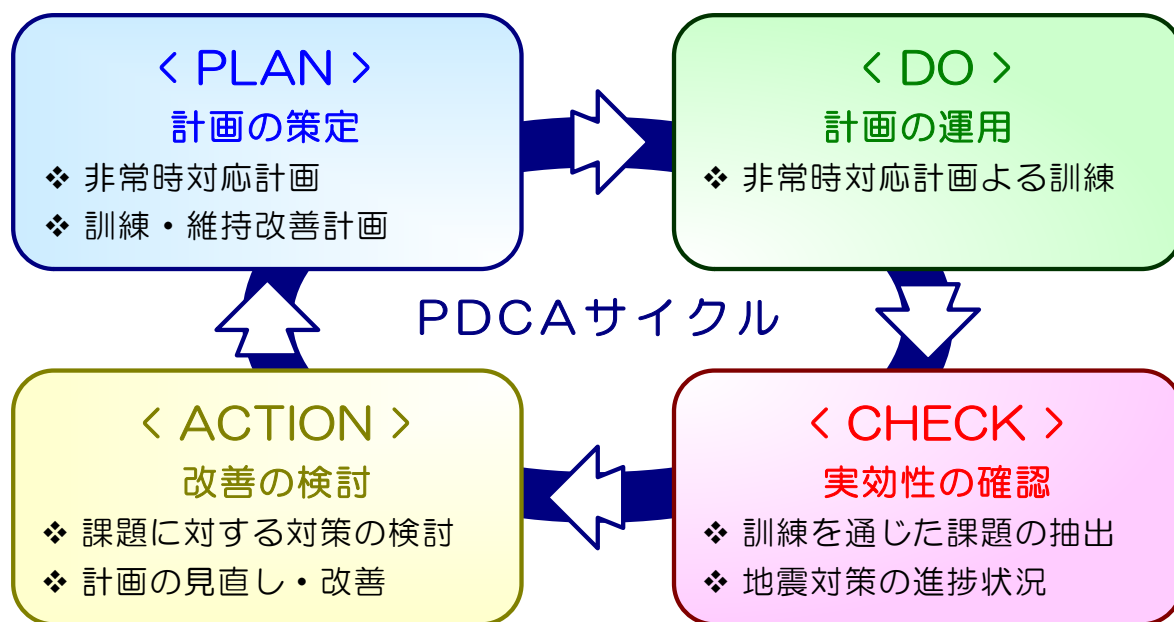
5.1.2 地震等対策訓練

第3章 非常時対応計画に沿った実施訓練を毎年1回実施し、計画の見直しを検討し対応する。

5.2 維持改善計画

5.2.1 PDCA サイクルによる計画の見直し

下水道事業業務継続計画（BCP）の実行性を確保するとともに、定期的な計画の見直しを実施する。見直しは、PDCA サイクルによるものとし、計画策定（PLAN）の後、運用（DO）する中で計画の実行性を確認（CHECK）し、問題点に対する改善（ACTION）を行うことによって、計画の継続的な向上を図る。



5.2.2 計画の定期的な改定

下水道BCPは、計画の実行性を維持するため、定期的な改定を実施する。改定の頻度は、基本的に年度初めの4月当初に実施し、人事異動による人の入れ替えの場合はその都度実施する。これは、前年度に実施した内容を基に不都合な点や更なる精度向上をめざし、より現実的な計画とするためである。また、4年に1度多治見市総合計画策定に伴い業務内容などの大幅な変更と整合を図るように調整するもの。

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
水道部	新規・異動職員に対して下水道 BCP の存在を周知。 下水道対策本部及び災害対応拠点の所在地、連絡手段一覧 2.3 対応体制・指揮命令系統図により、緊急連絡網の確認を行う。	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出。対象職員に対してメールによる周知。	毎年 4 月
関係各所 (2.5 参照)	連絡手段及び連絡先を確認。	担当課に電話連絡して確認	毎年 4 月

第6章 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

6.1 地震規模等の設定と被害想定

6.1.1 地震規模の設定

多治見市下水道総合地震対策計画にて設定。

6.1.2 水害規模の設定

令和3年度実施策定の下水道施設耐水化計画にて設定。

(下水道施設耐水化計画より抜粋)

各種水害に係る対象外力

対象外力	内容
洪水(ソフト対策)	河川計画における想定最大規模(L2)
洪水(ハード対策)	河川計画における中高頻度の降雨規模 (年超過確率の目安：1/30~1/80)
内水	雨水管理総合計画において想定する照査降雨 L1'

6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐水化対策

①下水道施設の耐震化対策

多治見市下水道総合地震対策計画にてとりまとめを行う。

②下水道施設の耐水化対策

下水道施設耐水化計画にてとりまとめを行う。

6.1.4 重要情報の保管およびバックアップの現状

下水道施設図などの保管場所の確認を行う。

- ・処理場・ポンプ場：施設平面図、構造図
- ・重要な幹線管渠：平面図、縦断面図、特殊人孔構造図など

(全体計画図に重要な幹線管渠、その他緊急点検が必要な管渠をマーキングした図面を作成する)

<本庁で保管しているもの>

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書 昭和44年当初から全て	本庁工事課 キャビネット	工事課第2グループ	紙	なし	—	—	—
都市計画決定図書	本庁工事課 本庁都市計画課	工事課第2グループ	紙	なし	—	—	—
施設、区割平面図、 (平成22年基本計画)	本庁工事課 キャビネット	工事課第2グループ	紙	なし	—	—	—
流量計算書 (平成22年基本計画)	本庁工事課 キャビネット	工事課第2グループ	紙	なし	—	—	—
下水道台帳	本庁工事課PC	工事課第2グループ	電子	あり	年2回程度	電子化	委託先コンサル
汚水柵設置申請書	本庁工事課 キャビネット	工事課第2グループ	紙	なし	—	—	—
使用承諾書 埋設承諾等	本庁工事課 キャビネット	工事課第2グループ	紙	なし	—	—	—
排水原簿	本庁工事課 キャビネット	工事課第2グループ	紙	なし	—	—	—
受益者負担金情報	本庁上下水道課	上下水道課窓口グループ	紙	なし	—	—	—
行政文書データ	PC	下水道課	電子	あり	年1回程度	電子化	本庁

<池田下水処理場で保管しているもの>

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
施設計画平面図、区割計画平面図 過去の基本計画変更時	管理機械棟 3 F	工事課第 2 グループ	紙	なし	—	—	—
縦断面図	管理機械棟 3 F	工事課第 2 グループ	紙	なし	—	—	—
下水道台帳	P C	工事課第 2 グループ	電子	あり	年 2 回程度	電子化	委託先コンサル
工事設計図書	車庫 2 F	工事課第 2 グループ	紙	なし	—	—	—
河川、道路等占用許可書	管理機械棟 3 F	工事課第 2 グループ 施設課	紙	なし	—	—	—
下水道施設原図	研修棟 1 F 小会議室	工事課第 2 グループ 施設課	第 2 原図	なし	—	—	—
池田下水処理場完成図	管理機械棟 3 F	施設課	紙	なし	—	—	—
市之倉下水処理場完成図	管理機械棟 3 F	施設課	紙	あり	—	—	市之倉下水処理場
笠原下水処理場完成図	管理機械棟 3 F	施設課	紙	あり	—	—	笠原下水処理場
市内ボーリング調査図	管理機械棟 3 F	工事課第 2 グループ	紙	なし	—	—	—
耐震化状況図	—	—	—	—	—	—	—

<上山倉庫で保管しているもの>

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
工事設計図書	倉庫 1 F	工事課第 2 グループ	紙	なし	—	—	—

6.1.5 地震による被害想定

項目		被害想定
下水道 施設	池田下水処理場	研修棟、汚泥棟、ポンプ棟、管理機械棟は耐震補強を実施しており利用可能。その他の処理施設でL2地震動に対応していない箇所もあり、運転停止が予想される。
	市之倉下水処理場	建屋は昭和56年以降に建設したものであり、一部耐震補強が必要。土木構造物はL2地震動に対応しておらず、ポンプ施設が運転出来ない。
	笠原下水処理場	建屋は新耐震基準を満足。土木構造物はL2地震動に対応しておらず、ポンプ施設が運転出来ない。またポンプ冷却水の代替水源がなく、長期間の断水に対応できない。
	下沢中継ポンプ場	建屋は耐震補強を実施しており利用可能。土木構造物はL2地震動に対応しておらず、ポンプ施設が運転出来ない。
	虎溪中継ポンプ場	建屋及び土木構造物とも現状の耐震基準を満足しているため、ポンプは稼働する。
	共栄中継ポンプ場	建屋及び土木構造物とも現状の耐震基準を満足しているため、ポンプは稼働する。
	姫第1中継ポンプ場	建屋及び土木構造物とも現状の耐震基準を満足しているため、ポンプは稼働する。
	姫第2中継ポンプ場	建屋及び土木構造物とも現状の耐震基準を満足しているため、ポンプは稼働する。
	笠原川右岸ポンプ場	建屋及び土木構造物とも現状の耐震基準を満足しているため、ポンプは稼働する。
	土岐川左岸ポンプ場	建屋及び土木構造物とも現状の耐震基準を満足しているため、ポンプは稼働する。
その他 施設	月見センター	建屋は昭和56年以降に建設したものであるが、耐震診断を実施していないため、施設機能の停止が予想される。
	廿原クリーンセンター	建屋は昭和56年以降に建設したものであるが、耐震診断を実施していないため、施設機能の停止が予想される。

6.1.6 洪水による被害想定

対象施設の浸水深一覧

施設	設計 GL(TP.M)	洪水 (ハード対策)	洪水(ソフト対策)			内水
池田下水処理場	92.9	0.5m (土岐川 1/30)	10.8m (土岐川想定最大)	2.5m (大原川想定最大)	1.9m (辛沢川想定最大)	0.0m
市之倉下水処理場	111.0	—	7.4m (市之倉川想定最大)			0.0m
笠原下水処理場	150.25	0.5m (笠原川 1/30)	1.2m (笠原川想定最大)			0.0m
下沢汚水中継ポンプ場	—	—	浸水想定なし			0.0m
虎溪汚水中継ポンプ場	—	—	浸水想定なし			0.0m
共栄汚水中継ポンプ場	119.0	—	2.8m (高田川想定最大)			0.0m
姫第1汚水中継ポンプ場	—	—	浸水想定なし			0.0m
姫第2汚水中継ポンプ場	—	—	浸水想定なし			0.0m
土岐川右岸ポンプ場	93.0	0.4m (土岐川 1/30)	10.7m (土岐川想定最大)	2.4m (大原川想定最大)	1.8m (辛沢川想定最大)	0.0m
土岐川左岸ポンプ場	94.4	—	9.3m (土岐川想定最大)			0.0m
笠原川右岸ポンプ場	96.6	—	7.6m (土岐川想定最大)			0.0m
月見センター	—	—	浸水想定なし			0.0m
甘原クリーンセンター	—	—	浸水想定なし			0.0m

建物の浸水レベル一覧

施設名	建物	浸水フロアレベル(ソフト対策)
池田下水処理場	管理機械棟	3FL
	汚泥処理棟・脱臭棟	3FL
	合流系沈砂池ポンプ棟	施設上部
	合流系水処理施設	施設上部
	合流系管理棟	3FL
	合流系滅菌棟	施設上部
	合流系塩素滅菌室	施設上部
	分流系沈砂池ポンプ棟	施設上部
	分流系水処理施設	施設上部
	分流系滅菌棟	施設上部
市之倉下水処理場	管理機械棟	2FL
	回分反応槽	施設上部
	塩素混和地	施設上部
笠原下水処理場	管理棟	1FL
	水処理棟	1FL
	ポンプ棟	1FL
	汚泥棟	1FL
	研修展示棟	1FL
共栄汚水中継ポンプ場	ポンプ棟	1FL
土岐川右岸ポンプ場	ポンプ棟	施設上部
土岐川左岸ポンプ場	ポンプ棟	2FL
笠原川右岸ポンプ場	ポンプ棟	1FL

6.1.7 下水道施設等の非常用発電設備の設置状況

施設名	発電機の有無	稼働可能時間※	燃料の種類	貯留量	備考
池田下水処理場	有	34.7	A 重油	15,000ℓ +20,000ℓ	燃料は雨水ポンプと共用
市之倉下水処理場	有	30.7	A 重油	1,950ℓ	
笠原下水処理場	有	23.8	A 重油	1,500ℓ	
下沢中継ポンプ場	有	15.0	A 重油	390ℓ	
虎溪中継ポンプ場	有	12.6	A 重油	390ℓ	
共栄中継ポンプ場	有	12.8	A 重油	390ℓ	
姫第1中継ポンプ場	有	75.5	A 重油	1,950ℓ	
姫第2中継ポンプ場	有	23.3	A 重油	490ℓ	
笠原川右岸ポンプ場	有	40.3	A 重油	12,000ℓ	燃料は雨水ポンプと共用
土岐川左岸ポンプ場	有	66.3	A 重油	15,000ℓ	燃料は雨水ポンプと共用
月見センター	無	—	—	—	可搬式発電機で対応(常備)
甘原クリーンセンター	無	—	—	—	管理委託業者の可搬式発電機にて対応

※稼働時間は全負荷時のもの

- ・ 停電時稼働時間を72時間確保できない機場については、別途地元業者との契約により適宜補給対応する。

6.2 優先実施業務（遅延による影響の簡易的な把握）

対応の遅れがトイレを使用できない期間の長期化など市民生活に大きな影響を与えるだけでなく、緊急輸送路等の通行に制約が生じることによる避難所等への移動や救急搬送、緊急物資の輸送、災害復旧活動などが遅延し、地域社会に大きな影響を与えるおそれがある。特に No. 4、No.5、No.6、No.7 は住民の生命、身体、財産の保護に直接影響を与える。優先実施業務は、それらの影響を未然にもしくは最小限に抑えるための最低限の業務である。

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の参集状況及び安否確認 ・災害対応拠点（本庁舎、処理場）の被害状況、安全性を確認 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下のすべての業務が遅延するおそれがある
2	被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場・ポンプ場・管路等の被害概要を把握 ・応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討 ・必要に応じて、仮設トイレ等からのし尿受入れを協議 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁と処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場・ポンプ場の機能回復に支障 ・被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長
3	都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡 ・市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 ・関連行政部局（上水道部局、道路部局等）との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
4	緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査箇所 の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 調査用具、調査チェックリストを準備 二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 重要な幹線等の目視調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 道路陥没や人孔の浮上等に起因した事故等による住民の生命を脅かす可能性が懸念される 処理場やポンプ場において、有害物質等が放出され、住民の生命を脅かす可能性が懸念される 緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、健康被害の発生が懸念される
5	汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消 市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、協力会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 未処理汚水が道路上へ流れ出ることにより健康被害の発生が懸念される
6	緊急輸送路等における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局と協力し、緊急輸送路等における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消 	<ul style="list-style-type: none"> 交通障害等による救急搬送の遅延、緊急物資輸送への影響等住民の生命、避難生活等に大きな影響が懸念される
7	浸水対策 (降雨が予想される場合)	<ul style="list-style-type: none"> 雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復 雨水溢水に対する緊急措置を実施 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧活動に影響を与えるだけでなく、内水氾濫被害の拡大や住民の生命・財産等に大きな影響が懸念される
8	支援要請及び受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県や他の地方公共団体等に支援要請（人・モノ）を行うとともに、受入場所（作業スペース・駐車スペース・資機材等の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 支援要請及び受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ
9	一次調査	<ul style="list-style-type: none"> 全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化・健康被害が懸念される
10	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 一次調査の結果により、応急的な施設の暫定機能を確保するために実施 	<ul style="list-style-type: none"> 暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生 の拡大が懸念